

## 松原市地域防犯カメラ設置及び維持管理事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域における犯罪の防止を目的として町会等が設置する防犯カメラの設置及び維持管理に要する費用の一部を補助することにより、犯罪のない安全で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現を図るため、松原市地域防犯カメラ設置事業補助金（以下「設置補助金」という。）及び松原市地域防犯カメラ維持管理事業補助金（以下「維持管理補助金」という。）を交付することについて、松原市補助金等交付規則（昭和50年規則第6号）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助対象)

第2条 補助の対象となる防犯カメラは、犯罪の防止を目的として町会及びこれに準ずると市長が認めるもの（以下「町会等」という。）が市内に設置し、又は維持管理しているものであって録画機能を有しているものとする。

### (補助金の額)

第3条 設置補助金の額は、次の各号に掲げる経費の合計額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、設置する防犯カメラの台数に200,000円を乗じて得た金額を補助限度額とする。

- (1) 防犯カメラ、録画装置等防犯カメラを構成する機器（モニター装置を除く。）の購入費
- (2) 専用ポール設置工事費
- (3) ケーブル設置工事費
- (4) 防犯カメラの撮影を示す看板設置費用
- (5) その他防犯カメラの設置に必要な費用

2 維持管理補助金の額は、防犯カメラの運用に伴う当該年度の電気料金の総額（その額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

3 前項の規定にかかわらず、防犯カメラに係る電気料金が、他の機器に係るものと併せて請求されている等の事情により不明なものについては、維持管理補助金の額を、1台あたり月額200円とする。ただし、当該防犯カメラが月の途中で設置又は廃止されている場合は、当該月の電気料金に係る維持管理補助金の交付を受けることができない。

### (事前相談書の提出)

第4条 町会等は、設置補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ松原市地域防犯カメラ設置事業事前相談書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 議事録の写し等防犯カメラを設置することを町会等において決定したことを証する書類
- (2) 防犯カメラの工事箇所及び設置場所の概略図並びに現況写真  
(設置補助金交付の内示)

第5条 市長は、事前相談書を受理した場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、その旨を松原市地域防犯カメラ設置事業補助金交付内示書（様式第2号）により町会等に通知するものとする。

（設置補助金の交付申請）

第6条 設置補助金の交付を受けようとする町会等の代表者は、松原市地域防犯カメラ設置事業補助金交付申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 松原市地域防犯カメラ設置事業計画書（様式第4号）
- (2) 予算書（様式第5号）
- (3) 防犯カメラ設置場所位置図
- (4) 撮影範囲を記した平面図
- (5) 防犯カメラ管理運用規程
- (6) 防犯カメラの設置に関する見積書の写し
- (7) 設置する防犯カメラの概要がわかる図面、カタログ等の資料
- (8) 防犯カメラを設置する場所の所有者等の権利者から、当該場所に防犯カメラを設置することについて許可が得られていることを証する書類
- (9) 松原市地域防犯カメラ設置事業補助金交付内示書の写し
- (10) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（設置補助金の交付決定の通知）

第7条 市長は、設置補助金の交付を決定したときは、松原市地域防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により、補助金の申請をした町会等に通知をするものとする。

（設置補助金の交付条件）

第8条 市長は、設置補助金の交付決定をするに当たり、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 別に定める松原市地域防犯カメラ設置基準を遵守すること。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 防犯カメラの設置が完了した後、速やかに市長に報告し、設置状況等の検査を受けること。この場合において、市長は、検査の結果、改善すべき点があると認めるときは、必要な指示を行うことができる。
- (5) 防犯カメラは6年間設置すること。ただし、事業効果を上げるため必要なときは、あらかじめ市長の承認を得た上で、別の場所に移転することができるものとする。

（維持管理補助金の交付申請）

第9条 町会等は、維持管理補助金の交付を受けようとするときは、松原市地域防犯カメラ維持管理事業補助金交付申請書（様式第7号）に次の各号に掲げる

書類を添えて、毎年度3月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 松原市地域防犯カメラ維持管理事業報告書（様式第8号）
- (2) 申請年度の電気料金の請求書、請求内訳書及び領収書の原本又はこれらの写し
- (3) 防犯カメラの設置場所を示す位置図
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類  
（維持管理補助金の交付決定の通知）

第10条 市長は、維持管理補助金の交付を決定したときは、松原市地域防犯カメラ維持管理事業補助金交付決定通知書（様式第9号）により、補助金の申請をした町会等に通知するものとする。

（設置補助金の実績報告）

第11条 町会等は、防犯カメラ設置事業終了後2月以内に、松原市地域防犯カメラ設置事業補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 決算書（様式第11号）
- (2) 防犯カメラ設置後の現況写真
- (3) 撮影された画像
- (4) 補助対象経費に係るすべての請求書及び領収書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類  
（補助金の請求）

第12条 設置補助金の実績報告を行い、又は維持管理補助金の交付決定通知を受けた町会等が、補助金を請求するときは、市長が指定する日までに、市長が別に定める請求書によって行わなければならない。

（その他の補助事業との調整）

第13条 防犯カメラの設置及び維持管理事業について、他の措置により補助金等の交付を受ける場合は、この要綱による補助を行わない。

（実施の細目）

第14条 この要綱に定めるもののほか、設置補助金及び維持管理補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。  
（平成23年度における設置補助金の額の特例）
- 2 平成23年度に限り、大阪府が定める大阪府街頭犯罪多発地域防犯カメラ設置補助金交付要綱（平成21年8月20日施行）に基づき防犯カメラを設置する場合の設置補助金の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる経費の合計額とする。ただし、設置する防犯カメラの台数に400,000円を乗じて得た金額を補助限度額とする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施し、同日以後に申請される松原市地域防犯カメラ設置事業補助金及び松原市地域防犯カメラ維持管理事業補助金について通用する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日（以下「実施日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の松原市地域防犯カメラ設置及び維持管理事業補助金交付要綱の規定は、実施日後に設置した防犯カメラ及び実施日後に支払った防犯カメラの電気料金に係る補助について適用し、実施日前に設置した防犯カメラ及び実施日前に支払った防犯カメラの電気料金に係る補助については、なお従前の例による。